

令和 7 年 2 月 5 日
道路・交通計画部道路管理課

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例

1 主 旨

区で管理する水路の占用料においては、東京都が管理する河川と形態、性質が類似しており、統一的な処理が望ましいことから、これまで、東京都の河川占用料の単価替えに合わせて見直しを行ってきた。

今回、東京都の河川占用料に関する単価の改定に伴い、世田谷区管理水路の占用料の単価を改定する必要があるため、世田谷区公共物管理条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 改正の考え方（「条例別表（第 13 条関係）」の改正）

区管理水路は、東京都が管理する河川と形態・性質等が共通しており、公共物管理について河川同様に施設の公共性、連担性が求められるため、占用料については、東京都の河川占用料に準じて定めている。

【基本事項】

- ・ 占用料は、東京都の河川占用料の単価を基に算出することを基本とする。
- ・ 激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の 1.2 倍を上限とする。

(2) 占用料算定結果

前回の令和 3 年改定時と比較して、河川占用料の単価が約 13% 上昇しているため、占用料を増額した。

3 改定による占用料の歳入見込み額

令和 6 年度 当初予算額	令和 7 年度 予算見込額	増収見込み額
約 1 7 5 0 万円	約 1 9 7 0 万円	約 2 2 0 万円

4 条例改正新旧対照表

「世田谷区公共物管理条例」別表に定められている占用料の単価を改定する。（別紙「新旧対照表」のとおり）

5 施行予定日

令和7年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月 第1回区議会定例会（条例改正案の提案）

4月1日 改正条例施行

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区公共物管理条例 平成14年 3 月13日条例第29号 附 則（平成15年12月 9 日条例第88号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和 3 年 3 月 9 日条例第25号） 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区公共物管理条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の</u> <u>占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料につ</u> <u>いては、なお従前の例による。</u> 別表（第13条関係） 1 第 2 条第 1 号又は第 3 号（通路及びこれに附属する工作物、物件又は施設に限る。）に掲げるものの占用料 世田谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年 6 月世田谷区条例第18号）別表を準用して算出した額とする。この場合において、同条例別表法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部中「法」とあるのは「道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）」と、同表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の部中「令」とあるのは「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）」と読み替えるものとする。 2 第 2 条第 2 号又は第 3 号（水路、溝渠その他の水路及びこれらに	○世田谷区公共物管理条例 平成14年 3 月13日条例第29号 附 則（平成15年12月 9 日条例第88号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和 3 年 3 月 9 日条例第25号） 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区公共物管理条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。 別表（第13条関係） 1 第 2 条第 1 号又は第 3 号（通路及びこれに附属する工作物、物件又は施設に限る。）に掲げるものの占用料 世田谷区道路占用料等徴収条例（昭和28年 6 月世田谷区条例第18号）別表を準用して算出した額とする。この場合において、同条例別表法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部中「法」とあるのは「道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）」と、同表令第 7 条第 1 号に掲げる物件の部中「令」とあるのは「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）」と読み替えるものとする。 2 第 2 条第 2 号又は第 3 号（水路、溝渠その他の水路及びこれらに

改正後				改正前			
附属する工作物、物件又は施設に限る。以下同じ。)に掲げるものの占用料				附属する工作物、物件又は施設に限る。以下同じ。)に掲げるものの占用料			
占用種別	許可内容	占用単位	金額 (円)	占用種別	許可内容	占用単位	金額 (円)
第1種	1 橋りょう(添加物を含む。)又は給排水等第2条第2号及び第3号に掲げるものを直接に利用するための施設の設置を目的とするもの 2 橋りょう、第2条第2号及び第3号に掲げるもの又は兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>4,143</u>	第1種	1 橋りょう(添加物を含む。)又は給排水等第2条第2号及び第3号に掲げるものを直接に利用するための施設の設置を目的とするもの 2 橋りょう、第2条第2号及び第3号に掲げるもの又は兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>3,641</u>
第2種	1 軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋りょうを含む。)の設置を目的とするもの 2 水管、下水道管、ガスパ管又は電力の供給事業若しくは電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>1,242</u>	第2種	1 軌道事業又は鉄道事業のための軌道(橋りょうを含む。)の設置を目的とするもの 2 水管、下水道管、ガスパ管又は電力の供給事業若しくは電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>1,092</u>
第3種	仮設小屋、工事用建物その他仮設建物の附属施設の	1平方メートル	<u>4,143</u>	第3種	仮設小屋、工事用建物その他仮設建物の附属施設の	1平方メートル	<u>3,641</u>

改正後					改正前				
		設置を目的とするもの（第1種に該当するものを除く。）	1年				設置を目的とするもの（第1種に該当するものを除く。）	1年	
第4種		電力の供給事業又は電気通信事業のための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>4,143</u>	第4種		電力の供給事業又は電気通信事業のための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>3,641</u>
第5種		電線又はこれに類する架空線の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>2,071</u>	第5種		電線又はこれに類する架空線の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>1,820</u>
第6種		第1種から第5種までに属さないもの	1平方メートル 1年	<u>4,143</u>	第6種		第1種から第5種までに属さないもの	1平方メートル 1年	<u>3,641</u>

備考

- 1 占用面積は、占用する区域の水平投影面積とする。ただし、次号から第4号までに掲げるものについては、当該各号の規定により占用するものとみなされた面積とする。
- 2 電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。以下同じ。）については各1本につき1平方メートルを、鉄塔については底面積を占用するものとみなす。
- 3 電線その他上空に設ける線類については、支持物（電柱、鉄塔等をいう。）の腕木、張り出し（アーム）等の幅員に当該線類の延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これによる算出が困難なものについては、当該線類の延長に30センチメートルを乗じて得た面積を占用するものとみなす。
- 4 水管、下水道管、ガス管、ケーブル管その他の地下埋設物（開削によらずに埋設するものを除く。）については、掘削部分の幅に当該地下埋設物の延長を乗じて得た面積を占用するものと

備考

- 1 占用面積は、占用する区域の水平投影面積とする。ただし、次号から第4号までに掲げるものについては、当該各号の規定により占用するものとみなされた面積とする。
- 2 電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。以下同じ。）については各1本につき1平方メートルを、鉄塔については底面積を占用するものとみなす。
- 3 電線その他上空に設ける線類については、支持物（電柱、鉄塔等をいう。）の腕木、張り出し（アーム）等の幅員に当該線類の延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これによる算出が困難なものについては、当該線類の延長に30センチメートルを乗じて得た面積を占用するものとみなす。
- 4 水管、下水道管、ガス管、ケーブル管その他の地下埋設物（開削によらずに埋設するものを除く。）については、掘削部分の幅に当該地下埋設物の延長を乗じて得た面積を占用するものと

改正後	改正前
みなす。 5 広告塔、看板その他これらに類するものについては、表示面積（表示部分の面積をいう。ただし、看板その他これに類するもので両面を使用するものは、裏面については5割を減じた面積をいうものとする。）をもって占用面積とみなす。 6 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるとき（表示面積をもって占用面積にみなす場合を含む。）は、当該面積は、それぞれ1平方メートルとして計算するものとする。 7 占用等の期間が1年未満であるとき、又は占用等の期間に1年未満の端数があるときは、月割りををもって計算し、更に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 8 占用料の額は、金額の欄に定める金額に、占用等の期間を乗じて得た額（1円未満の金額は切り捨て、その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用等の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占用等の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。	みなす。 5 広告塔、看板その他これらに類するものについては、表示面積（表示部分の面積をいう。ただし、看板その他これに類するもので両面を使用するものは、裏面については5割を減じた面積をいうものとする。）をもって占用面積とみなす。 6 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるとき（表示面積をもって占用面積にみなす場合を含む。）は、当該面積は、それぞれ1平方メートルとして計算するものとする。 7 占用等の期間が1年未満であるとき、又は占用等の期間に1年未満の端数があるときは、月割りををもって計算し、更に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 8 占用料の額は、金額の欄に定める金額に、占用等の期間を乗じて得た額（1円未満の金額は切り捨て、その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用等の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占用等の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。